

丸協建設株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：全ての女性社員のキャリアアップ研修受講機会を、年 1 回以上付与する。

<対策>

- 令和 5 年 4 月～ キャリアアップ研修受講
- 令和 6 年 3 月～ 次年度研修計画策定
上記を毎年、繰り返し実施する。

目標 2：技術職の女性社員を 1 人から 2 人以上に増加させる。

<対策>

- 令和 5 年 5 月～ ホームページをリニューアルし、女性が働きやすい環境をアピールする。
- 令和 5 年 6 月～ 技術職の女性の応募を増やすため、女性社員の意見等を聴取し、学校説明会等で、活躍できる社風等説明する。
- 令和 5 年 6 月～ 岩手県仕事・就職情報サイト等において、インターシップ受入アピール。
上記を毎年繰り返し実施する。

目標 3：年次有給休暇の取得しやすい環境を整備する。

<対策>

- 令和 5 年 4 月～ 夏季休暇及び冬季休暇並びに大型連休に付帯して、有給休暇を取得しやすいよう役員等により有給休暇取得を促す。
- 令和 5 年 4 月～ ポスター掲示や社内会議等で周知し、取得促進を図る。